



山形県公報

令和3年7月9日(金)
第220号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……753
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(同) ……754
- 同……………(同) ……同
- 森林法に基づく通知に代わる告示……………(森林ノミクス推進課) ……755
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……756
- 同……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……757

公 告

- 令和3年度職業訓練指導員試験の実施……………(雇用・コロナ失業対策課) ……同
- 令和3年度山形県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の実施……………(畜産振興課) ……同
- 令和3年度山形県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会修業試験の実施……………(同) ……758

告 示

山形県告示第595号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社 I KOHA	リハビリデイ てのひら 南陽市宮内2833番地38	通 所 介 護	令和 3. 7. 1

山形県告示第596号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和3年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
最上川中流土地改良区
- 2 事務所の所在地

山形市飯沢62番地の2

3 認可年月日

令和3年6月30日

山形県告示第597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営大槇秋山地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営大槇秋山地区土地改良事業計画書（農業競争力強化農地整備事業（経営体育成型））の写し

2 縦覧に供する場所

村山市役所

3 縦覧に供する期間

令和3年7月16日から同年8月18日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第598号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営白金地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営白金地区土地改良事業計画書（農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業））の写し

2 縦覧に供する場所

東根市役所

3 縦覧に供する期間

令和3年7月16日から同年8月18日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第599号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のとおり保安林に係る指定施業要件を変更する予定である旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不分明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を鶴岡市役所の掲示場に掲示した。

令和3年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鶴岡市湯温海字湯温海469-3
- (2) 森林所有者の氏名
佐々木暢美
- (3) 通知の要旨
令和3年5月28日付け県告示第478号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鶴岡市湯温海字湯温海474-1
- (2) 森林所有者の氏名
富樫昭三
- (3) 通知の要旨
令和3年5月28日付け県告示第478号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
鶴岡市湯温海字湯温海474-2
- (2) 森林所有者の氏名
神田典子
- (3) 通知の要旨
令和3年5月28日付け県告示第478号により、上記の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。
なお、詳細は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和3年7月9日から同月26日まで縦覧に供する。

令和3年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 円能寺砂越停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市檜橋字新山前新田151番3地先から 同 154番1地先まで	旧	17.2 <small>メートル</small> } 14.2	<small>メートル</small> 87
同 上	新	17.2 <small>メートル</small> } 14.2	同 上
同 上		17.2 <small>メートル</small> } 9.5	<small>メートル</small> 97

山形県告示第601号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
村山市大久保地内から西村山郡河北町吉田地内まで
- 2 公共測量を実施する期間
令和3年3月25日から同年12月24日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量）

山形県告示第602号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
寒河江市幸生地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和3年7月5日から同年10月29日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量、地形測量、路線測量）

山形県告示第603号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

令和3年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第354号
- 2 指定の場所 南陽市三間通字円蔵前1285番1の一部
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 66.04メートル
- 4 指定年月日 令和3年6月28日

山形県告示第604号

次の開発行為は、完了した。

令和3年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号

令和3年6月14日 指令置総建第44号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東置賜郡川西町大字上小松字大光院前5639番3、5640番1、5640番8、5641番7、5641番8、5642番1、5642番3、5642番4、5641番7地先水路

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東置賜郡川西町大字上小松3481番地2 特定非営利活動法人あおぞら保育園

山形県告示第605号

次の開発行為は、完了した。

令和3年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和2年9月8日 指令庄総建第21号

2 開発区域に含まれる地域の名称

飽海郡遊佐町遊佐字広表6番9、6番9北側地先、字舞鶴226番1、226番1南側地先、226番2、226番3、226番4、226番5、226番6、226番7、226番8、226番9、226番10、225番1、225番2の一部、225番3

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴211番地 遊佐町長 時田 博機

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和3年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時

令和3年9月10日（金）午前11時から

(2) 場 所

山形市松波二丁目8番1号 山形県庁1001会議室

2 試験を実施する職種及び科目

(1) 職 種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の免許職種の欄に掲げる職種

(2) 科 目

指導方法

3 試験の対象者

職業能力開発促進法第30条第5項及び職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科に係る試験の免除の対象となる者

4 受験手続

受験申請書を令和3年8月10日（火）から同月20日（金）までの間に産業労働部雇用・コロナ失業対策課（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（郵送による提出の場合は、同月10日（火）から同月20日（金）までの消印のあるものを有効とする。）。

5 その他

詳細については、産業労働部雇用・コロナ失業対策課（電話番号023(630)2378）に問い合わせること。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり実施する。

令和3年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習会の期間及び場所

- (1) 期 間 令和3年11月8日（月）から同月30日（火）まで
- (2) 場 所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地
山形県農業総合研究センター畜産研究所
- 2 対象となる家畜の種類
牛
- 3 受講対象者
牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者
- 4 受講手続
受講願書を令和3年10月22日（金）までに住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に提出すること。ただし、住所地が県外の場合は同日までに農林水産部畜産振興課に提出すること。
- 5 その他
詳細については、農林水産部畜産振興課又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による令和3年度家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修了者に対する修業試験を次のとおり実施する。

令和3年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の期間及び場所
 - (1) 期 間 令和3年12月1日（水）から同月2日（木）まで
 - (2) 場 所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地
山形県農業総合研究センター畜産研究所
- 2 受験手続
受験願書を令和3年11月30日（火）までに住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に提出すること。ただし、住所地が県外の場合は同日までに農林水産部畜産振興課に提出すること。
- 3 その他
詳細については、農林水産部畜産振興課又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。